

ナノテクノロジー・材料基盤技術分科会 運営規則(案)

平成27年12月16日

ナノテクノロジー・材料基盤技術分科会

一部改正 平成28年12月28日

ナノテクノロジー・材料基盤技術分科会

(分科会の運営)

第1条 ナノテクノロジー・材料基盤技術分科会(以下、「分科会」と言う。)の議事の手続、その他、分科会の運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

(座長)

第2条 分科会には座長を置く。

2 座長は、分科会の事務を掌理する。

3 座長が分科会に出席できない場合は、あらかじめ座長が指名する構成員が、その職務を代理する。

(構成員の欠席)

第3条 分科会に属する構成員が分科会を欠席する場合は、代理人を分科会に出席させることはできない。また、他の構成員に議決権の行使を委任することはできない。

2 分科会を欠席する構成員は、座長を通じて、当該分科会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 分科会は、構成員の過半数が出席しなければ、議決することができない。

2 分科会の議事は、構成員で会議に出席した者の半数以上で決し、可否同数の場合は座長の決するところによる。

3 分科会は、関係機関に対して必要な協力を求め、調査・検討等に参加させることができる。

4 分科会は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。

(調査・検討事項)

第5条 分科会は、以下に関する調査・検討等を行う。

(1) 第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)第2章(3)「基盤技術の戦略的強化」および第3章におけるナノテクノロジー・材料等に関連する事項

(2) 科学技術イノベーション総合戦略2016(平成28年5月24日閣議決定)第1章(3)「Society 5.0」(超スマート社会)における基盤技術の強化及び第2章におけるナノテクノロジー・材料等に関連する事項並びに第2章(1)「統合型材料開発システム」に関連する事項

(3) 前各号に掲げる事項に附帯する事項

2 分科会が、他の戦略協議会、WG および検討会と前項の調査・検討事項の議決内容について共有し、意見を求めることを必要と認めた場合、分科会の座長は他の戦略協議会、WG および検討会の座長に議決する内容について連絡する。

(公開)

第6条 分科会の会議は原則として公開する。ただし、座長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により分科会の会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(議事内容の公表)

第7条 座長は、分科会における議事内容を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が議事内容を公表しないことが適当であるとしたときは、分科会の決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、座長が定める。

(了)